



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、平成31年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D006-7を次のように改める。

- (1) UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- (2) Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査 ア Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子多型検査は、区分番 号「D006-7」UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の所定点数に準じて算 定する。

イ 本検査は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病等の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により測定を行った場合、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

る。

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 (1) UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカ UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの 投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的 ンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断するこ とを目的として、インベーダー法又はPCR法により測定を行 として、インベーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当 った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回 該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定 を限度として算定する。 する。 (2) Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝子 (新設) 多型検査 ア Nudix hydrolase 15 (NUDT15) 遺伝 子多型検査は、区分番号「D006-7」UDPグルクロン 酸転移酵素遺伝子多型の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、難治性の炎症性腸疾患、急性リンパ性白血病等 の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対 して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的とし て、リアルタイムPCR法により測定を行った場合、当該薬 剤の投与を開始するまでの間に1回を限度として算定でき